

～【食品】添加物表示の基礎知識～

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

1. 目 的

令和3年3月、消費者庁において食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会を設置され、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第9条に規定された表示禁止事項に該当するおそれが高いと考えられる表示について令和4年3月にガイドラインが策定されました。ガイドラインは食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめた内容になっています。

製造した商品を販売する際にパッケージやPOPなどで様々な表現で商品の『良さ』をアピールしていますが、今回は添加物表示の基礎を学び、表示禁止事項にあたるかどうか自己点検できるようになることを目的としたセミナーを実施します。

ぜひ、【食品】を取り扱っている事業所の方もしくはこれから【食品】の取り扱いを検討している事業所に皆様、ご参加ください。

2. 日時及び方法

(1) 日 時 令和4年7月19日（火）午後13時30分～16時30分

(2) 開催方法 「Zoom」web会議形式にてセミナー内容をライブ配信。

※ 申し込み締切日までに参加申込書にてメールアドレス等をご報告ください。後日、「Zoom」のミーティングID等をメールでお知らせします。

※ 「Zoom」がインストールされている端末（パソコン、タブレット、スマートフォンなど）を使用し
てご参加ください。

3. 内容

- 1) 添加物表示の基礎知識
- 2) 無添加不使用表示について
- 3) 無添加不使用表示、施行日、経過措置期間について
- 4) 質疑応答

講師：一般社団法人大授 代表理事 高田かおり氏

参加費：無料

4. 出席報告及び申込締切り

出席を希望される方は、別紙の参加申込書により振興センターにメール・FAXでお申込みください。

申込締切り：令和4年7月12日（火） ※申込書は振興センターHPよりダウンロードいただけます。

5. 対象及び定員

対象：千葉県内の障害福祉サービス事業所 実務担当者

定員：先着順で約100名

6. その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況によっては、内容の変更や開催を中止する場合もございます。やむを得ず内容変更や中止する場合には、参加申込をされた方に対して、開催1週間前頃に電話かメールにてお知らせいたします。

【連絡先】千葉県障害者就労事業振興センター

担 当： 国府田・緒方

電 話：043-202-5367

FAX：043-202-5368

E-mail：center@jusan-kassei.or.jp

H P：<http://jusan-kassei.or.jp>